



## 6 協働の相手方の選定

NPOは、様々な組織形態を有しており、またその規模も千差万別です。

協働の相手方を具体的に決定する際には、数多くのNPOの中から、活動実績や活動目的などを検討し、事業遂行能力や財政状況なども踏まえたうえで、協働により質の高いサービスの提供が期待できる団体を選定する必要があります。

また、協働の相手方となるNPOを選ぶときには、法人格の有無等の組織形態で判断することなく、その活動内容などを総合的に評価することが大切となります。

なお、NPOを選ぶときには、行政のNPO担当部署だけでなく、各地に設置された中間支援組織(個々のNPOの支援等を行う団体<sup>\*1</sup>)などにも情報を求めることができます。

### ①事業目的の共有化

NPOは、団体それぞれで、活動の目的、理念が違います。

協働の相手方となる団体を選ぶときには、目的が共有できるかどうかが重要となるため、行政も事業の目的を明確にしておく必要があります。

### ②業務遂行能力の確認

NPOは、その規模、組織力、経験、運営状況などは多種多様です。

このため、NPOの持っているノウハウや得意分野等の活動に関する情報を収集し、確実に事業を実施できる団体を選定することが重要です。

### ③相互協力をする意思

共有した目的の達成に向け、NPOと行政が相互に協力して事業を進めることが重要です。

このため、あらかじめお互いに協力し合う意思の確認をしておく必要があります。

### ④事業執行の責任

目的を達成するためには、NPOと行政が、役割分担をした分野について、それぞれが責任を持って進めることが重要です。



\*1 高知県内の中間支援組織としては、高知県ボランティア・NPOセンター、特定非営利活動法人NPO高知市民会議、特定非営利活動法人高知県西部NPO支援ネットワークがあります。

## ※協働の相手方の選定基準(参考)

### ①活動の実績と内容

- ・協働しようとする事業と同様の事業の実施経験
- ・行政目的と一致する公益性のある活動内容
- ・財政状況にあった活動実績

### ②事業の実施能力

- ・年間を通じた継続的・安定的な事業の実施
- ・事業計画の人員・事業経費等の妥当性
- ・行政との協働事業の実施経験

### ③NPO法人としての法律で定められた義務の遂行状況・団体の透明性

- ・事業報告書、決算書等の所轄庁への提出
- ・納めるべき税の納付
- ・事業報告書、決算書等の積極的な公開

### ④団体の財政状況等、運営の安定性

- ・適正な経理
- ・収支の健全性
- ・特定非営利活動以外の事業の妥当性(特定非営利活動以外の事業が過大となっていないか)
- ・協働事業に対する財政的な裏付け
- ・安定的な収入の確保
- ・多くの会員の支援(特定の企業・団体に依存していないか)
- ・事業を行うための事務局体制の整備

### ⑤その他

- ・特定非営利活動促進法などの法令の遵守
- ・活動に対する指導の有無

注) 次の書類は、毎事業年度終了後所轄庁への提出が義務付けられており、男女共同参画・NPO課で閲覧することができます。

- ・前事業年度の事業報告書
- ・前事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書
- ・前事業年度の役員名簿
- ・前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿(氏名及び住所)





## 協働事業の評価

協働事業の内容を充実させ、継続的に実施していくためには、行政とNPOの双方が一つひとつの事業の結果を評価することが必要です。

また、その評価結果について、お互いが意見の交換を行い、評価の客観性を高めるとともに、事業の課題を明確にさせ、次の事業の企画・実施に反映していくことが重要です。

評価は事業の終了後だけでなく、事業の進行に合わせて、各段階においても行うことで、よりレベルの高い事業につながります。

なお、評価するときには、事業の一般的な評価項目に、次のような協働の観点からの評価項目を加えて行います。

### 協働の観点からの評価項目（例）

#### 1 事業の事前準備段階において

- なぜ協働を行うのか、理由は明確でしたか。
- 一緒になって社会全体の利益を考え実現していくという認識で、実施しましたか。
- お互いの目的を明確にしたうえで、共有しましたか。
- お互いが共に自立し、対等な関係が築けましたか。
- 対話と合意の過程が重視されましたか。
- お互いの関係や協働の過程について、情報を公開しましたか。

#### 2 事業の企画計画段階において

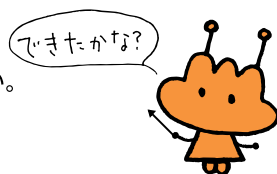
- お互いの特性や立場を活かすことができましたか。
- 事業の実施方法は、お互いが話し合って、最良の方法を決定しましたか。
- お互いの役割分担、費用負担、責任分担は明確にしましたか。

#### 3 事業の実施段階において

- 進捗状況をお互いに把握しあいましたか。
- 実施中に課題が発生した時、お互いが連絡しあい、すばやく対応できましたか。
- 企画の修正は、お互いに十分協議をして対応しましたか。

#### 4 事業の終了後の段階

- 選択した方法は妥当でしたか。
- 事業の成果について、双方で確認しましたか。
- 成果目標は、達成できましたか。
- 改善点についてお互いに話しあいましたか。

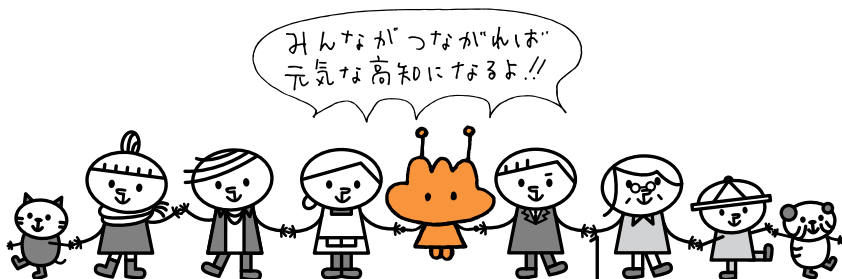


## 8 まとめ

この手引書では、NPOと行政との協働を進めるため、NPOの特性を解説し、協働の基本的な考え方やその進め方などを示してきました。

もちろん、この手引書だけでNPOとの協働が進むわけではありませんし、この手引書に書いてあることを全て行わなければならないということではありません。協働を進めるためには、まずはNPOとの対話から始めることが必要です。

今後、職員一人ひとりが、今までの行政手法から新たな領域へ一歩踏み出す意識を持ち、この手引書も活用しながら、協働の意義や方法などを理解していただいたうえで、NPOとの協働を行うことが全庁の共通認識となり、あたりまえのこととして行われるようになることを期待しています。



## 高知県内の中間支援組織（個々のNPOの支援等を行う団体）

次の団体は、高知県内でNPOの支援を行っている団体です。NPOの普及啓発のための学習会の開催や、NPOの活動基盤強化のための各種事業を行っています。NPOに関する問合せ等にご活用ください。

### ○高知県ボランティア・NPOセンター

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4階  
社会福祉法人 高知県社会福祉協議会内  
TEL:088-850-9100 FAX:088-844-3852  
E-Mail:kvnc@pippikochi.or.jp  
ピッピネット（こうちボランティア・NPO情報システム）<http://www.pippikochi.or.jp>

### ○特定非営利活動法人 NPO高知市民会議

〒780-0862 高知市鷹匠町2-1-43 高知市たかじょう庁舎2階  
高知市市民活動サポートセンター内  
TEL:088-820-1540 FAX:088-820-1665  
E-Mail:npokochi@siminkaigi.com  
URL <http://www.siminkaigi.com>

### ○特定非営利活動法人 高知県西部NPO支援ネットワーク

〒789-1931 幡多郡大方町入野2019-1 大方町役場西隣り  
（H18.3.20～ 幡多郡黒潮町入野）  
TEL兼FAX:0880-43-2334  
E-Mail:seibunet@sky.quolia.com  
URL <http://www1.quolia.com/seibunet/>



---

## **NPOと行政との協働の推進に向けて**

—協働の手引書—

平成17年12月 発行

〔発行〕 高知県文化環境部男女共同参画・NPO課  
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20  
TEL:088-823-9769 FAX:088-823-9879  
URL:<http://www.pref.kochi.jp/~danjyo/>  
E-mail:143201@ken.pref.kochi.lg.jp

---

